

東京学芸大学自動販売機設置運営業者の公募について

本学（附属学校、学生寮を含む。）における自動販売機設置運営業者(以下「設置運営業者」という。)を下記により募集する。

記

1. 業務の概要

業務名：東京学芸大学自動販売機設置運営業務

業務概要：東京学芸大学（附属学校、学生寮を含む。）に自動販売機を設置し運営する。

業務期間：令和5年10月1日～令和10年9月30日（5年間）

2. 参加資格

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和5年度関東・甲信越地区の「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (2) 東京学芸大学契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

3. 設置運営業者の選定方法

選定方法については総合評価落札方式を採用する。本学「公募型企画競争選定委員会」が評価・採点し、最も点数の高い者を設置運営業者として選定する。

4. 公募要領等の交付

公募要領等は、電子交付するため下記②まで連絡すること。

- ①交付期間 令和5年6月2日（金）～令和5年7月18日（火）9：00～17：00
※土日休日を除く。
- ②連絡先 東京学芸大学財務・研究推進部財務課管財係 担当 三上
東京都小金井市貫井北町4-1-1
電話：042-329-7137
電子メール：kanzai@u-gakugei.ac.jp

5. 提案書の提出期限等

- 提出期限 令和5年7月18日（火）17：00（必着）
提出場所 上記4. ②に同じ
提出方法 持参に限る。
提出部数 正本1部、副本6部

6. 公募説明会

公募説明会は行わない。

7. その他

- (1) 応募にかかる保証金は徴収しない。ただし、設置運営業者として決定された者が契約を締結しないときは、本学の規定により違約金を徴収する。
- (2) 参加資格のない者から提出された提案書、公募要領に記載のある要求要件を満たさない提案書、

提出期限後に提出された提案書等は無効とする。

- (3) 契約締結にあたっては契約書の作成を要する。
- (4) 「国立大学法人東京学芸大学の契約に係る情報の公表に関する基準」により、設置運営業者名、契約金額等について公表することがある。
- (5) その他、詳細は公募要領を参照すること。

令和5年6月1日

国立大学法人東京学芸大学

契約担当役 坂本 淳一

(公印省略)